

## 議会改革検討部会（第3回） 記録

日 時	平成23年2月24日（木） 午後2時09分～午後2時46分	
場 所	杉並区役所中棟4階 第2委員会室	
出席委員 (13名)	部 会 長 富本 卓 委 員 横田 政直 委 員 北 明範 委 員 はなし 俊郎 委 員 鈴木 信男 委 員 河津 利恵子	副部長 青木 さちえ 委 員 奥山 たえこ 委 員 増田 裕一 委 員 原口 昭人 委 員 大泉 時男
欠席委員	(なし)	
事務局職員	事 務 局 長 伊藤 重夫 議会広報担当係長 井口 隆央 議会法務担当係長 杉原 正朗 議事係主査 小坂 英樹	事務局次長 佐野 宗昭 調査担当係長 鈴木 真理子 議 事 係 長 依田 三男
議 題	1 前回記録について 2 検討	
発言要旨	別紙のとおり	

## 議会改革検討部会（第3回）発言要旨

発言者	発言内容
	（午後 2時09分 開会）
部会長	第3回議会改革検討部会を開会する。
	《前回記録について》
部会長	まず、前回の記録について、問題がなければ確定させていただきたい。確定した時点から承認ということで公開扱いとなるが、何かあればお申し出をいただきたい。よろしいか。 では、承認を得たので確定する。
	《検討》
部会長	それでは、議論に入りたい。 本日配付の資料について、事務局から説明を。
事務局次長	前回抽出された課題等について整理させていただいた。左側が課題で右側が来期検討の方式の項目である。抽出された課題は8項目、一番多かった項目は議会基本条例の6人、議決条例3人、通年議会3人、来期の議会で抽出すべきだというご意見がお二人だった。 来期検討の方式については、特別委員会が2名、議員による部会の設置が5名、市民を加えた部会が2名であった。
部会長	部会の報告書には、議論があったことは記載をすることが前提になる。ただ、会議体として行っているので、なるべく、できるところはまとめられればよいと考えている。 それを踏まえて、きょうの議論に先立ち、それぞれの会派で意見交換等もされたと思うので、それぞれのご意見をお伺いしていきたい。
河津委員	今回の資料と、前回の部会の議論なども踏まえた上で、一番意見も多かった議会基本条例を中心に、そして広くとらえれば、議会のあり方や報酬や定数など、議会基本条例を議論する中では十分議論していかななくてはならない材料だと思うので、それらも含めて議会基本条例を優先し、議決条例については、議会基本条例の議論の中に含めていくこともできるかと思う。ただ、できるだけ早く、議決条例に関しては、次の基本構想も結論が出されるという時間軸がすでに決まっているので、議会基本条例にあわせて遅くなってしまっただけでは困ると思う。議決条例の扱いをどうするか。議会基本条例の中に含めるのか、別立てで議決条例を議論するのかは置いておくとしても、議会基本条例と議決条例は優先的に申し送るべきだと思う。 通年議会に関しては、国の流れもあり、これだけは異質のものでもある。とはいえ、議会基本条例の議論の中では出てくる課題と思うので、とりあえず2つを優先するという考え方で進めたいと思う。
増田委員	基本的には河津委員の考えと同じだが、私も前回、議会のあり方、議員のあり方が問われていくと申し上げた。必然と、議会基本条例を議論していく中で議会議員のありようが議論されていくのではないかと。そのありようが議論されていく段階で、定数や報酬も必然と議論されていかなければならないし、議論されていくべきものにとらえている。 議会基本条例の議論をまず中心として、そこに枝葉として議員定数、議員報酬、また請

北 委 員	<p>願・陳情の取り扱いのあり方が結びついてくるとらえているので、まず議会基本条例の議論を中心に進めていただきたいと思います。</p> <p>我が会派は議会基本条例、通年議会を意見として出させていただき、会派でさまざま議論を交わし、いろいろな意見があった。最終的にこの部会が終わって次の新生議会に送ることであるが、ただ単に報告ということではなく、ここでしっかりと議論をしたという決議をして送っていきたいという意見が強かった。</p> <p>議決条例や通年議会、議員のあり方は、集約すると議会基本条例の中に含まれるということで、送ることとしては、議会基本条例を次の議会にきちんと議論してほしいという優先課題として希望したい、決議をしていただきたいと思いますということである。</p>
大 泉 委 員	<p>前回は発言したが、時期尚早で、もっと他区の状況も見たほうがいいたろうと思っているが、一生懸命こうしてやっているの、我々自由民主党杉並区議団としては、議会改革については、前から述べているように基本的に反対するものではないが、今名古屋市などの一部の自治体で首長と議会が激しく対立して紛糾していることは、大変遺憾に思っている。そうした状況も踏まえながら、議会改革は一朝一夕に実現できるものではなく、1つ1つの課題を解決しながら、区議会議員の合意を形成しながら改革を積み重ねていくことが重要だろうと考えている。</p> <p>そうした観点から、今期中では区議会の意思を決議して、新生区議会において議会基本条例の制定を目指すことに同意をしていきたいと私どもは考えている。さまざまな課題があるかと思うが、議会基本条例の制定を目指す中でいろいろ議論しながら考えていけばいいと考えているので、議論の進め方については、新生区議会の中で新しい考えの中でやっていくということで進めていきたいと考えている。</p>
はなし委員	<p>会派の意見ですので、私も同じでお願いしたい。</p>
鈴 木 委 員	<p>今意見があったように、ほかのいろいろなことが議会基本条例の中に包括されるのではないかと、よく見てみたら確かにそうである、そのように集約しようと思えばそうできるという思いもある。合意ができれば、そういう方向でもいいと思う。</p> <p>前回言い忘れたが、例えば報酬なり議員の定数なりで言えば、議員の定数も多分削減をすべきだという方向からの意見ではないかと思うが、議員定数は、減らす場合もあるし、それからいろいろな事情で、人口が基本だと思うが、増やさないといけないという場合もあるし、それこそいろいろな意見があると思う。したがって、新生議会に送るときに、資料に記載されている議員定数がただ単に減らすという方向の中身であっては、いけないのではないかと。その辺は、増やす場合も減らす場合もあるし、このままの場合もあるということで、いろいろな多面的な議論がされる必要があると思う。</p> <p>請願・陳情については、我々も区民の願いにこたえて、出された内容の時期等に見合うような形で議会で積極的に審議がされるべきだということは、その都度、発言の機会があるときには発言してきた。</p> <p>繰り返しになるが、今意見が多々出ているように、いずれにしても議会基本条例に集約しようと思えば集約ができるので、そういう方向でもいいと思う。</p>
原 口 委 員	<p>鈴木委員とほぼ同じだが、私は、議会のあり方というのは司法に基づきつくられているわけで、また条例によってつくられているので、きちんとやれば別に検討することもないだろうと思う。</p>

	<p>議員のあり方についても、区民から選ばれた人なので、それなりのものを持っており、あり方ということも特に言うこともないだろうと思う。</p> <p>そういう点で、先ほどの議会基本条例、それから議決条例に絞ってもいいと思う。</p> <p>他の委員から、今議会の意思として決議をしてほしいという発言があり、報告書だけでなく決議もするのかと思ったが、それは形としていいかもしれないと思う。きちんと示しておく、それは次の議会を縛るという意味ではなく、ここまで今の議会では話をした、そしてここについては同意がとれたということで示すのは大変いいことだと思う。ただし、そのときには少数意見も載せておいてほしいと申し上げておきたい。</p> <p>もう1つ考えておかなければいけないのは、私は、いろいろ関心があって議会改革の方々とつき合ったり、議会ウォッチングやオンブズマンの人とつき合うことがあるが、皆さんなべておっしゃるのは、議員には、もしくは議会には自浄能力がないと。なぜなら契機がないからだ。つまり議員には議会改革していいことは何もなければいけない、そういう考えの方が多いので、議会は改革されないんだと。私もその意見には賛同するところである。ほかの方が賛同するかどうかはおくとして。</p> <p>それで言うならば、議会がどう見られているかは非常に意識しておかなければいけない。議員全員の合意がとれないから議会改革は進まないというのではもう許されない時代に来ているということ、よく私たちは考えておかなければいけないと思う。前回、市民が入った議会改革部会を提案したのは、そういう意味でもある。</p> <p>決議については賛成するので、大まかな合意がとれるところでまとめてもらえればと思う。</p>
<p>部会長 奥山委員</p>	<p>特に中身については今話していたことを基本にということか。</p> <p>議会基本条例を進めていくことでほとんどの論点があぶり出されてくると思う。それから、今回の改革検討部会ではなくて、以前の部会の中でも、議会基本条例のことを議論して、必要ないという意見はなかったと思っている。つくることについて温度差はあったが、そんなものは絶対要らないからつくべきではないといった意見はなかったということも思い出している。</p>
	<p>横田委員</p> <p>私は、議会基本条例は、前回紹介した2月12日の読売新聞にも書かれているが、あくまでも改革の手段である。基本条例づくりが目的化し、改革の手段ではなく免罪符になっている現状が地方議会にはあるという警鐘がされている。議会改革を装う道具となってしまうのは意味がないと思うので、その中身の部分をしっかり議論していただきたいと思う。特に二元代表制のあるべき姿、前回も紹介した2月12日の朝日新聞で、地域の声を実現するには行政とリンクしなければ、それから区長にすり寄っていかなければならないのかと、この点を真剣に議論していただきたいと考える。</p> <p>また、中身について、基本条例を考える中で検討されるということだが、行政を監視するにふさわしい人数をしっかりと検討して、議員定数をしっかりと考えていただきたいと思う。また、請願・陳情の審査率を上げるということも議論していただきたいと思う。</p>
<p>部会長</p>	<p>各委員の意見が出そろったが、基本的には、横田委員が発言されたように免罪符ではないような議会基本条例のことを来期において審議をしていくなれば、ある程度残りの分野にもどうしても波及せざるを得ないことになるだろうという点について、ほぼ全委員が一致をされたと思う。</p>

	<p>加えて、議決条例や請願・陳情、議員定数についても意見があったが、それも含めて議会基本条例が基本となって議論を来期にすべきだということは全委員が一致したと思う。きちんとした議論をすべきだということを皆さんが発言され、角度としては、報酬もあれば通年もあれば、いろいろあると思うが、そういう形でまとまったということで理解したいと思うが、議会基本条例中心ということによろしいか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
部会長	<p>議決条例に関しては、鈴木委員が説明していただいたように、幹事長会の中での議論の積み重ねの経緯の中で、議決条例についても、基本条例とともに話があったと記憶している。河津委員からは、新しい総合計画もできてくるから、議決条例もきちんと踏まえたほうが良いのではないかというご意見があった。</p>
河津委員	<p>議会基本条例は、当然議論されてきているが、それこそ実のある条例にするという意味では、かなり時間がかかると思う。議会としてということになると、議員もいろいろなことを担いながら区民に発信し、制定に至るまでの過程の中で、区民の意見を聞くことも広くやっていかななくてはならないと思うので、結構時間的にはかかるという気がするので、私としては、議決条例は切り離して、議決条例に関しても、私たちの会派では勉強会を開き、必要だと思うという議員は結構多く、ただ時期が、今の時期でなくてもいいのではないかと議員も多かった。それこそ基本構想の議決のときに間に合わせるという意味では、議決条例のほうは急ぎたいと思うので、議会基本条例の議論に含めるというよりは、私は別立てで進めるほうが効果は大きいと思っている。</p>
部会長	<p>鈴木委員にお聞きするが、2本立ての経緯についてはいかがだったのか。</p>
鈴木委員	<p>こうした部会で次に送るために、こういう議論がなされ、それでこういうところに集約がされたということなので、それを踏まえて次のいわゆる改革部会なるものがその意思を引き継ぎしながらいろいろ議論をしていただきたいということであって、そういう意味での部会での議決ということであれば良いが、今この部会で本会議での議決云々ということになると少し意味が違ってくるのではないか。</p> <p>ただ、議会基本条例に全体として集約がされて、そのことをまとめた形で、この部会としての議決という言葉を使えば、それはそれで特に問題はないと思う。</p>
奥山委員	<p>河津委員の意見で、まさに基本構想が進みつつあるので、次の議会に向けて、今議会の意気込みを示すというか、議員の権能として議決権は非常に重要なので、それをどうするかは次の議会が決めることであり、こういう大きな意思があったと示すことはいいことだと思う。時期的に、議会基本条例と一緒にやるとまとまるものもまとまらないと思うので、切り離して考えることもいいのではないかと思う。</p>
大泉委員	<p>私は、まず基本条例を立ち上げて、あとの議決条例、定数などは、でき上がった中でいろいろ話し合っていく必要があるだろうと思う。特に議決条例を早めなければいけないということについては、多数の議員がどう考えるかも把握していかなければならないので、新生議会に出てきた議員の考え方を十分にしんしゃくして進めていく必要がある。とりあえずは我々としては議会基本条例をつくるということを進めていただければそれでいいのではないかと改めて主張させていただく。</p>
鈴木委員	<p>議会基本条例をつくることになるのかどうかは、それは新しい議会で議論されて、もちろん必要なもので、ではつくろうということになるのか、いろいろ議論はしたが、いろいろ</p>

	<p>な権能を活用すれば必要ないのではないか等、いろいろな意見が出てくると思う。大泉委員が発言されたように、つくると言い方では少し誤解が生じるのではないか。</p>
北 委 員	<p>我が会派は基本条例ということでもいいと思う。新生議会が基本条例を検討する中で、議決条例の件も出てくると思うので、あえてそれを2つ書く必要はない。</p>
部 会 長	<p>基本条例を進めていく中で当然スケジュールの話も出てくるであろうから、それはそれで新生議会でもたまたまお考えいただく形になるということによろしいか。</p>
	<p>検討の方式に関しても、これは議員による部会という意見が一番多かったが、これも来期である程度議論していかなければいけない。ただ、今期中でこういう意見があったということは報告書にも記載し、これは私の個人的意見であるが、実のある基本条例をつかっていこうとするならば、どこかで区民ときちんと意見を交わしていく。パブコメをとるのか、公開討論会か、市民を加えたところまではいかないにしても、どうしてもその点は越えていくべきハードルだと思うので、そういう意味を含めた上で基本条例という言葉に集約されているということでご理解をいただければと思うが、そうしたイメージによろしいか。</p>
	<p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
部 会 長	<p>先ほど何人かの委員の方から決議という意見があった。決議を上げてきちんと議会で今期の意思を示して来期にバトンタッチをという意見があったが、これに関してはいかがか。</p>
横 田 委 員	<p>決議は、来期に対してはどういう意味合いになってくるのか。</p>
部 会 長	<p>今議会としてきちんと正式な議会の議決を経て、こういう形があったということになると、来期を完全に縛るということではないが、来期の議会でも、当然それを受けた形にはなり、区民に対しても、今期の議会がこうして終わりをきちんと閉めて来期につなげたということ、正式な意思表示ということになると思う。</p>
事 務 局 長	<p>部会長が発言されたとおりであるが、決議は議会としての機関意思を表明するものであるので、この間当区議会ではさまざまな議会改革に取り組んできて、成果も上がってきている。そういうことを受けて、また、今地方議会のあり方が非常に問われてきているので、そういったことを今期の杉並区議会としては十分に認識をした上で、次期の新生議会に対して、議会基本条例を検討してもらおうということ、今の構成の議会の意思として対外的に表明していくという形になる。部会長がおっしゃったとおり、だからといって来期の議会がそれに縛られるということではないが、あくまでもそれはただ単なる申し送り事項と異なり、正式な議会としての機関意思を表明していることになるので、その辺りのところは重く受けとめていかざるを得ないものになると思う。</p>
部 会 長	<p>これまでは議長の申し送りという形で、ある意味では、一般の議員もわからないところがあったが、今回もし決議をすれば、公開の場できちんと議決を得ることになるので、それは意味合いが重くなる。ただ、決めるのは来期の議会であるので、今期の議会の決議を受けとめてまた来期の方々がどうお考えになるかということになる。</p>
	<p>決議を出そうということも一定の集約ができていると思うが、よろしいか。では、決議や意見書を出す場合は、委員会でも正副委員長が文面をつくり、それを各委員に提示して、最終的に1つの成案というケースが多いが、今回の作成は正副部会長で行い、皆様方にお見せするような形で最終的なものとして仕上げ、しかるべき処置をとっていきたいと思うが、よろしいか。</p>

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
横田委員	あくまでも議会基本条例は改革の手段であるということは、しっかりと文面に取り入れていただきたいと思う。
部会長	その表現が良いかどうかは別として、それも含めて一生懸命作成する。
大泉委員	部会長と副部会長に提案していただければ。
部会長	ここまで議論すればこの会議の役割も終えつつあるが、案の作成には事務局も入ってもらい、それを事前に各委員にお見せして、次回、短い時間で、報告書の確定と決議の内容の確定をする会議を最後に1回だけ開催したいと思う。会議体としてお決めにいただきたいと思うので、ご理解いただきたい。日程的にはどうか。
事務局長	決議を上げるとなると、最終日になると思う。それまでに報告書もまとめて決議の文案もまとめるということであれば、来週中には報告書と決議の案文が決まっていなと、少しきつくなると思うので、できれば予特の始まる28日ぐらいまでに、正副部会長に案文をおつくりいただき、それを委員にお配りして、3日ぐらいまでにご意見があればいただき、修正を加えたものを、3月4日の予特が終わった後に部会を開いて最終確認をしていただければと思う。そこで了承を得れば、報告書を正副部会長から議長に、報告も兼ねてお渡しいただき、その後の事務的な手続は事務局が11日の決議に向けて準備を進めるという日程になるかと思う。
部会長	それでは、最後の報告書と決議の文案のたたきを確定するための会議を、4日の予算特別委員会の終了後に行うことをご理解いただければ。
奥山委員	私たちはそれぞれ会派が多いため、少し時間がかかるかもしれない。次は私が代表して発言するわけにはいかない内容になるので、なるべく急ぎたいが。
部会長	その点に関しては、横田委員と奥山委員には頑張ってください、1つの会派ではなく、少数会派の代表となるので、いろいろなご意見もあると思われるが、なるべくこういう決議を上げようということになれば、議会としてある程度美しい形で、当然内容は、そのようにまとまるように我々も努力するが、ここでの議論を踏まえてまとめていく必要があるので、その意味で汗をかいていただければと思う。よろしく願いたい。
横田委員	全員一致を目指すということか。
部会長	できれば。やはり決議であるので。
事務局長	一番望ましいのは、中身が議会改革の推進のための決議になるので、当然、全議員が全会一致で提案者になって決議を上げていくのが一番美しい姿だと思う。部会長が発言されたのは、少数会派の方々はお考えがそれぞれ異なるので、なかなか共通の1つの意見としてまとめられるかどうかはわからないが、なるべくならばまとめていただくようなご努力をお願いしたいということだと思う。
部会長	ただ、それが全部横田委員と奥山委員の責任にかかっている、まとめられなかったらお二人の責任だということを言うつもりはない。皆それぞれお考えがあるが、ここでの議論も踏まえながら、なるべくそのように頑張ってくださいということである。
横田委員	文面次第ということもある。
部会長	当然それは承知している。
副部会長	ここまでの経緯は、お二人に汗を流していただいて少数会派の議員にご説明をいただければと思う。

部 会 長	なるべく皆がまとめられるような文面にしたいと思うので、よろしく願いしたい。 ほかに何かあれば。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
部 会 長	本日の議会改革検討部会を閉じる。  <p style="text-align: right;">（午後 2時46分 閉会）</p>